

## 外来医療計画の協議事項の進め方

## 【地域で不足している外来医療機能】

対象医療圏	順番	協議事項・保健所事務	実施に当たっての留意点
全て	①協議の場	地域で不足している外来医療機能に関する検討	<p><b>●協議の準備</b></p> <p>保健所は協議の場で不足している外来医療機能の検討を行う前に、地元医師会等と事前打ち合わせを行い、検討のために必要となる情報の整理を行う。</p> <p>必要に応じて、管内医療機関、市町村等への調査を実施する。</p> <p><b>●協議時期</b></p> <p>《調整部会設置医療圏》 地域医療構想推進委員会(外来医療調整部会)で検討 第1回地域医療構想推進委員会で報告</p> <p>《調整部会設置医療圏以外》 第1回地域医療構想推進委員会で検討</p>
	②保健所	協議状況の公表・新規開業者等への情報提供	<p><b>●協議状況の公表</b></p> <p>地域医療構想推進委員会議事録等をWebページで公表 医療計画課Webページに全医療圏の不足している外来医療機能の状況を公表</p> <p><b>●新規開業者等への情報提供</b></p> <p>外来医療計画別冊により、新規開業予定者へ地域における開業状況を周知</p>

対象医療圏	順番	協議事項・保健所事務	実施に当たっての留意点
外来医師 多数区域	③保健所	<p>(新規開業者に「不足している外来医療機能」を担うことを求める。)</p> <p>医療圏で不足する機能の実施予定(様式)を診療所開設届に添付して所管保健所へ提出</p>	<p><b>●新規開業者等への説明</b></p> <p>診療所の新規開設(事業継承を含む)の相談があった時点で、外来医療計画の趣旨等を別紙により説明。</p> <p>診療所開設届提出時に別添申出様式を併せて提出するよう求める。</p> <p><b>●申出様式を受領</b></p> <p>診療所開設届提出時に申出様式も受領</p> <p>※名古屋市については、調整部会の事務局が県になるため、別添申出様式を受付機関から名古屋市本庁へ転送し、名古屋市本庁から県医療計画課へ写しを送付する。</p>
	④協議の場	<p><b>【求めに応じた場合】</b></p> <p>協議の場で担う機能の確認</p> <p>※地域医療構想推進委員会事務局から報告</p>	<p><b>●協議の場での報告</b></p> <p><b>《調整部会設置医療圏》</b></p> <p>地域医療構想推進委員会開催前に調整部会を開催<sup>※</sup>し、担う機能の確認を行う。</p> <p>地域医療構想推進委員会で各調整部会の開催状況を事務局から報告。</p> <p>※毎月第2金曜日に名古屋市医師会の各区会長が集まる会議が開催されるため、その前後を活用して調整部会を開催することを検討</p> <p><b>《調整部会設置医療圏以外》</b></p> <p>地域医療構想推進委員会で新規開業者が申し出た担う機能を報告。</p>

対象医療圏	順番	協議事項・保健所事務	実施に当たっての留意点
	④協議の場	<p>【求めに応じない場合】</p> <p>新規開業者に協議の場へ出席要請の上、協議</p>	<p><b>《調整部会設置医療圏》</b></p> <p>●<b>協議の場への出席要請</b></p> <p>事務局が診療所開設者宛てに、調整部会への出席要請文書を送付。</p> <p>地域医療構想推進委員会開催前に調整部会を開催し、担うことができない理由について開設者から聞き取り。</p> <p>ただし、調整部会の事前打ち合わせの時点で、担うことができない理由がやむを得ないものであると部会長が認めた場合、担うことができない理由については事務局からの報告にかえることができることとする。</p> <p>●<b>協議の場での報告</b></p> <p>地域医療構想推進委員会で各調整部会の開催状況を事務局から報告。</p> <p><b>《調整部会設置医療圏以外》</b></p> <p>●<b>協議の場への出席要請</b></p> <p>事務局が診療所開設者宛てに、地域医療構想推進委員会への出席要請文書を送付。</p> <p>担うことができない理由について開設者から聞き取り。</p> <p>ただし、担うことができない理由がやむを得ないものである場合は、事務局からの報告にかえることができることとする。</p>
	⑤保健所	協議状況の公表	<p>●<b>協議状況の公表</b></p> <p>地域医療構想推進委員会議事録等をWebページで公表</p>

## 【医療機器の共同利用】

対象医療圏	順番	協議事項・保健所事務	実施に当たっての留意点
全て	①保健所	医療機関が対象医療機器の設置（新規・更新）をした場合、共同利用計画の策定をして所管保健所へ提出（設置後 10 日以内）	<p><b>●対象医療機器設置予定医療機関への説明</b></p> <p>事前に対象医療機器の設置相談があった際には、共同利用計画の策定について、別紙により説明。</p> <p><b>●共同利用計画の受領</b></p> <p>エックス線装置設置届等の提出時に共同利用計画も受領</p> <p>※名古屋市については、調整部会の事務局が県になるため、共同利用計画を受付機関から名古屋市本庁へ転送し、名古屋市本庁から県医療計画課へ写しを送付する。</p>
	②協議の場	共同利用計画の確認	<p><b>《調整部会設置医療圏》</b></p> <p>地域医療構想推進委員会開催前に調整部会を開催*し、共同利用計画の確認を行う。</p> <p>地域医療構想推進委員会で各調整部会の開催状況を事務局から報告。</p> <p>※毎月第2金曜日に名古屋市医師会の各区会長が集まる会議が開催されるため、その前後を活用して調整部会を開催することを検討</p> <p><b>《調整部会設置医療圏以外》</b></p> <p>地域医療構想推進委員会で共同利用計画の確認を行う。</p>
	③保健所	協議状況の公表	<p><b>●協議状況の公表</b></p> <p>地域医療構想推進委員会議事録等をW e b ページで公表</p>